

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第70回 中国のアンチダンピング制度(4)

黒田法律事務所
萱野純子、藤田大樹

前稿に引き続き、ダンピングマージンを計算する上で問題となりうる点について触れることにするが、本稿では、コストテストがダンピングマージンの計算に及ぼす影響について特に検討する。また、アンチダンピング調査のもうひとつの重要部分である損害論において、「損害」がどのように認定されるのか及び応訴企業はどのように対応すべきかについても検討することにしたい。

ー コストテスト

Q1 中国のアンチダンピング調査において、被調査製品のコストはどのように計算されるのでしょうか。また、コストの計算結果は、ダンピングマージンを計算するうえでどのような影響を与えるのでしょうか。

A1 中国のアンチダンピング調査において、被調査製品にかかるコストは、当該製品の生産コスト、販売費用、管理費用及び財務費用等を積み上げることによって計算されます。また、国内販売のうち、コスト割れを起こしている取引の合計販売数量の比率が国内全取引の販売数量の20%を超えている場合、当該コスト割れ取引分を除外して正常価額が計算され、当該正常価額と輸出価格との比較によりダンピングマージンの計算が行われることとなります。

(1) 被調査製品のコスト

中国のアンチダンピング調査において、被調査製品にかかるコストは、当該被調査製品の生産コスト、販売費用、管理費用及び財務費用等を積み上げることによって計算される。これらのコスト及び費用に関する情報については、質問状第6部分「生産コスト及び関連費用」に対する回答において詳細に記載して提出する必要がある。

具体的には、まず、会社の生産設備・生産過程を説明するとともに、原材料の調達に要したコスト並びに被調査製品の生産及び販売に関する在庫(主要な原材料、半製品及び完成品)の状況につきそれぞれ表を作成して提出する必要がある。

また、国内販売、中国向け輸出販売及び第三国向け輸出販売にそれぞれ分けて、以下のような項目に関する具体的コスト及び費用につき、各期毎(月毎または四半期毎)に表を作成して提出する必要がある。

- ・ 被調査製品の原材料
- ・ 直接の材料

- ・ 直接的人件費(賃金、福利等)
- ・ 燃料及び動力
- ・ 製造費用(水・電気費、間接的人件費、減価償却費、出張諸経費、試験費、繰越資産の償却等)
- ・ 販売費用
- ・ 管理費用
- ・ 財務費用

なお、上記のうち、生産コストについては、生産コストの明細表を作成し、上記各項の具体的計算過程についても説明する必要がある。

さらに、販売費用(口銭、販売員の賃金及び賞与、販売員の福利、出張費、広告費、アフターサービス及び輸送費等)、管理費用(業務管理人員の賃金・賞与、貸倒金、税金及び研究開発費用等)及び財務費用(利息費用、利息収益、為替収益、為替支出等)等の各種費用について、それぞれ、その計算過程及び配賦方法につき具体的に説明する必要がある。

(2) コストテスト

WTOのアンチダンピングルールである「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」(以下「AD協定」という)第2.2.1条は、「単位当たりの生産費(固定費及び変動費)に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の製品の輸出国の国内市場における販売または第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われていると当局が決定する場合にのみ、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常の価額の決定において無視することができる。」と規定しており、コスト割れを起こしている販売部分の正常価額を算出するうえでの取扱いについて定めている。

そして、ここでいう「相当な量」の基準については、同条の注意書きにおいて、「単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常の価額を決定するために検討の対象となる取引の20パーセント以上であることを当局が認める場合」等と定められている。

この点、中国のアンチダンピング調査においても、上記の規定に沿った正常価額の算出方法が用いられており、製品コストの計算がダンピングマージンの計算に大きな影響を与えている。

すなわち、調査期間中の全ての国内販売において、コストを下回る価格で販売されている合計販売数量の比率が、国内全取引の販売数量の20%を超える場合、コスト割れを起こしている取引部分は正常な取引ではないとして除外し、コスト割れを起こしていない取引のみを基に正常価額を計算したうえで、輸出価格と比較してダンピングマージンの計算が行われるといった取扱いがなされている。

その結果、前回説明した「(加重平均国内販売価格 | 加重平均輸出価格) ÷ 輸出価格」というダンピングマージンの計算式は、「(コスト割れ取引以外の部分の加重平均

国内販売価格 | 加重平均輸出価格) ÷ 輸出価格」と修正されることになる。

もっとも、中国の調査実務においては、コストテストの実施方法についても、案件ごと、担当官ごとに異なった取り扱いがなされており、必ずしも統一した基準で行われていないのが現状である。

二 損害論部分における応訴企業の対応

Q2 中国のアンチダンピング調査において、どのような場合に「損害」が認定され、それはどのような要素に基づいて認定されるのでしょうか。また、応訴企業が損害論の局面で採るべき対応としてはどのようなものが考えられるのでしょうか。

A2 中国のアンチダンピング調査において「損害」が認定される場合には、ダンピングが、既に確立された国内産業に対し実質的な損害をもたらす場合、既に確立された国内産業に対し実質的な損害のおそれを生じさせる場合、または、国内産業の確立を実質的に阻害している場合という3つの場合があります。このような場合に該当するか否かは、ダンピング輸入製品の数量、ダンピング輸入製品による国内の同種製品の価格に対する影響、ダンピング輸入製品による国内産業に対する影響等の要素を考慮して決定されることになります。

また、応訴企業は、損害論の局面において、損害回答書・無損害抗弁意見書の提出、公聴会の開催要求及びユーザー企業への働きかけ等の対応を採ることが考えられます。

(1) 「損害」の認定方法

「アンチダンピング条例」(以下「AD条例」という)第7条及び「アンチダンピング産業損害調査規定」(以下「損害規定」という)第4条によれば、「損害とは、ダンピングが、既に確立された国内産業に対し実質的な損害をもたらす、もしくは実質的な損害のおそれを生じさせ、または国内産業の確立を実質的に阻害していることをいう」とされている。

さらに、損害規定第4条は、各「損害」概念につき、以下のように説明している。

「実質的な損害」…国内産業に対し既にもたらされた、無視することのできない損害。

「実質的な損害のおそれ」…国内産業に対し実質的な損害をもたらしてはいないが、措置を講じなければ国内産業に実質的な損害の発生をもたらすという、明らかに予見可能で、かつ、差し迫った状況を示す証拠があること。

「実質的な阻害」…国内産業に対し実質的な損害または実質的な損害のおそれをもたらしてはいないが、国内産業の確立を著しく妨げていること。

そして、これらの「損害」を認定する際の審査事項として、AD条例第8条及び損害規定第5条は、ダンピング輸入製品の数量、ダンピング輸入製品による国内の同種製品の価格に対する影響、ダンピング輸入製品による国内産業に対する影響等を挙げている。

さらに、損害規定第6条及び第7条は、これら審査事項を審査する際に考慮すべき

要素として、以下のような事情を挙げている。

ダンピング輸入製品の数量

- ・ダンピング輸入製品の絶対量が著しく増加したか否か
- ・国内の同種製品の生産または消費量と比較して相対的に著しく増加したか否か
- ・ダンピング輸入製品による国内の同種製品の価格に対する影響
- ・ダンピング輸入製品が国内の同種製品と比較して著しく下回る価格で販売されているか否か

- ・ダンピング輸入製品が国内の同種製品の価格を著しく引き下げているか否か
- ・国内の同種製品に本来生じたはずの価格の上昇を著しく妨げているか否か

ダンピング輸入製品による国内産業に対する影響

・国内産業の状況に影響を及ぼす全ての関連する経済的要因及び指標に対する評価(ここには、i販売、利益、生産高、市場シェア、生産性、投資利益状況または設備稼働率における現実的または潜在的な低下、ii国内価格に影響を及ぼす要因、iiiダンピングマージンの大きさ、ivキャッシュフロー、在庫、雇用、賃金、産業成長、資金調達または投資能力が受ける現実的または潜在的なマイナスの影響が含まれる。)

なお、ダンピング調査において「損害」を認定するためには、「損害」がダンピングにより発生したこと、すなわち、ダンピングと「損害」との間に因果関係の存することが必要であるため、他の要因(例えば、消費動向の変化による需要の減少等)により損害が発生している場合には、ダンピング調査において「損害」を認定することはできない。

また、因果関係に関しては、一定の条件を満たす場合、累積評価の手法が認められている。すなわち、当該被調査国からのダンピング輸入だけでは、「損害」との間に因果関係が認められないが、他の被調査国からのダンピング輸入と累積的に評価すれば「損害」との間に因果関係が認められる場合、ダンピング輸入製品が国内産業にもたらす影響について累積して評価することができる(AD条例第9条及び損害規定第15条・第16条)。

(2) 応訴企業が採るべき対応

応訴企業が損害論の局面で採るべき対応として、まず、損害回答書の提出が挙げられる。損害回答書は、商務部産業損害調査局から発行される質問状に回答する形で提出するものであるが、「中国のアンチダンピング制度(1)」においても述べたように、損害調査においては、損害回答書の提出よりも、国ごとに応訴企業が属する業界全体で提出する無損害抗弁意見書の提出の方が重要となる場合が多い。この無損害抗弁意見書は、応訴企業が属する業界全体で提出するだけでなく、日本政府にもその提出を求めることが多い。

また、この無損害抗弁意見書の提出後に公聴会の開催を求められることも考えられる。公聴会を開催することにより、提出した無損害抗弁意見書の内容を、プロジェクトー等を用いて調査官の視覚に訴えながら口頭で直接説明することができるため、調査官に意見書の内容を理解してもらう上で大きな効果がある。公聴会は応訴企業等の利害関係者がある開催を要求することが多く、産業損害調査局が開催の必要を認めた場合に開催される(産業損害調査公聴規則(以下「公聴規則」という)第5条)。

産業損害調査局が公聴会の開催を決定した場合には、20日前に公告または利害関

係者に通知され、参加を希望する利害関係者は15日以内に産業損害調査局に対して登記を行わなければならない(公聴規則第7条及び第8条)。なお、公聴会は、一律に公開して開催される(公聴規則第4条)。

さらに、ユーザー企業に協力を求め、調査当局に対して意見書の提出や、公聴会開催の要求等の働きかけをしてもらうことも考えられる。特に、ユーザー企業の従事する産業が、国内において影響力が大きく、あるいは、大量の国内雇用を抱えている等の事情がある場合には、調査当局に一定の影響を与える可能性がある。